

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
<p>【改正の概要】</p> <p>1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により市町へ権限が法定移譲されることに伴う規定の整備</p> <p>（1）市への移譲事務を削除</p> <p>水道法</p> <p>（2）保健所を設置する市（松山市）への移譲事務の一部を削除</p> <p>薬事法</p> <p>2 新たな権限移譲</p> <p>（1）県権限移譲推進指針に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法（ガス用品の販売事業者に対する立入検査等）：松前町、砥部町 ・工場立地法等（特定工場の新設の届出受理等）：松前町 ・薬事法（薬局開設者に対する立入検査等〔薬事法第69条第3項に基づくもの〕）：松山市 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス器具等販売事業者に対する立入検査等）：松前町、砥部町 ・消費生活用製品安全法（特定保守製品取引事業者に対する立入検査等） ：松前町、砥部町 <p>（2）上記1の市への法定移譲に伴い、条例で同じ権限を町に移譲するもの</p> <p>水道法（専用水道に係る業務の委託の届出の受理）：各町</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	